

## 週休2日制確保モデル工事実施要領

### 1 目的

本要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取り組みとして、企業庁発注の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事(以下、「モデル工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

#### (2) 完全週休2日

対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設け、さらに土曜日と日曜日にも作業を実施しないことをいう。

なお、受注者の都合による工程調整に伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には完全週休2日として扱わない。

#### (3) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5% (8日/28日) 以上となる状態をいう。

#### (4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

#### (5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

#### (6) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し対象期間から除くこととする。

#### (7) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。

ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めることができるものとする。

### 3 モデル工事の実施

#### (1) モデル工事実施の選択

受注者は、契約後、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、実施の同意・不同意について、「週休2日制確保モデル工事実施同意(不同意)届」(別紙1)により、施工計画書とあわせて発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。

#### (2) モデル工事の取組内容

ア 受注者は、モデル工事の実施に同意した場合は、対象期間において週休2日の確保に取り組む。

イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画を示した週間工程表を監督員に提出する。

ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙2)を翌月の5日までに監督員に提出する。

エ 受注者は、基本的に、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙2)及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙3)を作成し、監督員へ提出する。

オ 受注者は、公衆の見易い場所にモデル工事である旨を明示する。

カ 受注者は、完成検査時に「現場閉所実績報告書」(別紙2)、「現場閉所履行報告書」(別紙3)及び週間工程表を提示できるよう準備する。

### (3) 経費補正の実施

モデル工事において、対象期間内に4週8休以上の現場閉所日を設けたことを発注者が確認できた場合は「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項」(別添)により経費補正を実施する。

### (4) 工事成績評定への反映

モデル工事において、対象期間内に4週8休以上の現場閉所日を設けたことを発注者が確認できた場合は「週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、4週8休以上の現場閉所の達成を発注者が確認できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点を行わない。

## 4 アンケート

受注者は、モデル工事の実施の同意・不同意にかかわらず、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

## 5 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙2)、「現場閉所履行報告書」(別紙3)及び週間工程表の内容に疑義が生じた場合は、発注者は受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認する。

なお、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

### 【附則】

この要領は、令和2年4月1日以降に公告するモデル工事に適用する。

なお、令和2年度ゼロ県債・ゼロ交付金工事におけるモデル工事についても、発注者と受注者で協議のうえ、本要領を適用することができる。

## 週休2日制確保モデル工事実施要領補足事項

## 1 工事現場での掲示（要領3（2）関係）

受注者が週休2日に取り組む場合は、モデル工事であることを工事現場に明示する。  
記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

<記載内容の例>

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。</p> <p>発注者：神奈川県企業庁〇〇水道営業所</p> <p>受注者：株〇〇建設</p>
--

## 2 経費補正の実施について（要領3（3）関係）

発注者は、受注者が週休2日（4週8休以上）を達成したことを確認した場合は、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を設計変更で増額する。

現場閉所実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	(水道工事) 1.05 (土木工事) 1.06

※ 市場単価、材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費（賃料）の補正対象としない。

## 3 工事成績評定への反映について（要領3（4）関係）

発注者は、受注者が週休2日制（4週8休以上）を達成したことを確認した場合は、工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
4週8休以上	1点

※ 受注者の責に因らない理由で、土曜日や日曜日に現場作業を行った場合は監督員と協議のうえ、対象期間から除くこととする。